

★★大田区公共施設利用システム(うぐいすネット)★★
施設使用料一覧(令和8年4月以降)

消費者生活センター使用料が令和8年4月から変更になります。

令和8年4月以降の施設使用料については、改定後使用料の欄をご確認ください。

(予約日ではなく、施設使用日が令和8年4月以降の場合、改定後の使用料が適用されます。)

部屋等	区分	現行使用料(平日)	改定後使用料(平日)	現行使用料(休日)	改定後使用料(休日)
第一集会室	午前	1,600	1,200	1,600	1,200
	午後	2,400	1,800	2,900	2,200
	夜間	4,000	3,000	4,800	3,600
第二集会室	午前	1,600	1,200	1,600	1,200
	午後	2,400	1,800	2,900	2,200
	夜間	4,000	3,000	4,800	3,600
第三集会室	午前	1,600	1,200	1,600	1,200
	午後	2,400	1,800	2,900	2,200
	夜間	4,000	3,000	4,800	3,600
第四集会室	午前	1,600	1,200	1,600	1,200
	午後	2,400	1,800	2,900	2,200
	夜間	4,000	3,000	4,800	3,600
第五集会室	午前	2,500	1,900	2,500	1,900
	午後	3,800	2,900	4,600	3,500
	夜間	6,300	4,800	7,600	5,800
第六集会室	午前	2,500	1,900	2,500	1,900
	午後	3,800	2,900	4,600	3,500
	夜間	6,300	4,800	7,600	5,800
大集会室	午前	7,700	5,800	7,700	5,800
	午後	11,600	8,700	13,900	10,400
	夜間	19,300	14,500	23,200	17,400

(単位:円)

※区に登録している下記の団体が公益のための事業で利用する場合は、
 上記の料金を25%減額いたします。

- ①消費者団体
- ②青少年対策事業委託団体
- ③少年育成団体または少年団体
- ④障害者団体